

# 平成25年における臨時休開市日の設定について

〔青果部・水産物部〕

全国中央卸売市場協会

平成25年における中央卸売市場の臨時休開市日の設定については、これまでの経緯や市場を取り巻く環境の変化、市場関係団体からの要請、地域の実情等を考慮し、下記方針に基づき各開設者において具体的に設定する。

## 設定方針

### 1 臨時休業日の形態と曜日

臨時休業日は、4週6休型を基本とし、水曜日に設定する。ただし、市場関係者及び市場利用者に事業にできるだけ支障をきたさない範囲で臨時休業日の試行をおこなうことができる。

### 2 利用者にわかりやすい臨時休業日の設定

利用者にわかりやすい内容とするため、臨時休業日は、原則として第2番目及び第4番目の水曜日に設定する。

### 3 週3回の休業日の回避

臨時休業日の設定により週3回以上の休業日となる場合は、原則としてこれを回避する。なお、他の週への振り替え等については、各地域の事情を配慮することができる。

### 4 祝祭日と重なった場合の取扱い

第2番目及び第4番目の水曜日が祝祭日と重なった場合、臨時休業日の設定を前後の週に振り替えない。

### 5 3連休の回避

生鮮食料品等の商品特性を考慮し、かつ、安定的供給という社会的使命を果たす観点から、年末年始及び8月の旧盆を除きできるだけ3連休は回避する。

### 6 青果部と水産物部の臨時休開市日の統一

青果部、水産物部を併せもつ市場にあっては、総合市場の機能を低下させないため、臨時休開市日はできるだけ統一する。

### 7 臨時休開市日の全国統一

臨時休開市日は、できるだけ全国的に統一して実施できるよう努力する。ただし、地域の実情に応じた対応もできるものとする。

### 8 臨時休業日の設定に伴う施設整備等の対応

臨時休業日の設定に伴い、品質保持等の施設整備、取引方法のあり方、休業日における小売支援のための連携方法等について市場関係者と協議・調整を行い、卸売市場の機能を発揮するよう努めるものとする。

### 9 臨時休開市日の周知徹底

決定された臨時休開市日については、市場関係者等に周知徹底を図り、万全を期するものとする。